

春日部市学校エアコン更新事業検討業務委託に係る

公募型プロポーザル募集要項

令和7年 5月

春日部市教育委員会学校教育部教育施設課

春日部市学校エアコン更新事業検討業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

目 次

項 目	ページ
1. 業務の概要	1
2. 参加資格	1
3. プロポーザルに係るスケジュール	2
4. 審査方法	2
5. 第一次審査	2
6. 第二次審査	3
7. 応募手続き	4
8. 委託業務の契約	7
9. 委託限度額	7
10. 技術提案を求めるテーマ	7
11. 委託内容	7
様 式	様式集による【別添】

春日部市学校エアコン更新事業検討業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

春日部市学校エアコン更新事業検討業務委託

(2) 業務の概要

- ① エアコン更新事業に係る諸条件の整理
- ② 空調方式及び更新事業手法の検討
- ③ 民間事業者との対話

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(4) 対象施設

春日部市立小・中・義務教育学校の全学校（別表1参照）

2. 参加資格

参加表明書及び技術提案書を提出することができる者は、提出時において次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 令和7・8年度春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている業者で「建築関連コンサルタント」の業種に登録がある者。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した、建築設備の整備に関する検討業務を行った実績がある者。
- (3) 常時3ヶ月以上の雇用関係にある者を、本業務の主任担当技術者として配置できる者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく春日部市の入札参加資格制限を受けていない者。
- (5) 春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和3年4月1日施行）に基づく一般競争入札及び指名競争入札への参加停止措置又は春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を、当該業務委託の公告の日から契約の日までの間に受けていない者。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

3. プロポーザルに係るスケジュール

日時又は期間	内容
令和7年5月19日(月)	募集要項等の公示
令和7年5月19日(月) ～ 令和7年5月23日(金) 午後5時	質問書受付期間
令和7年5月27日(火)	質問書に対する回答
令和7年5月19日(月) ～ 令和7年5月30日(金) 午後5時	参加表明書等(第一次審査書類)の受付期間
令和7年6月 4日(水) 予定	第一次審査結果の通知
令和7年6月 4日(水) ～ 令和7年6月13日(金) 午後5時	技術提案書等(第二次審査書類)の受付期間
令和7年6月19日(木)～令和7年6月24 日(火)のうちのいずれか1日程	技術提案書等の審査(プレゼンテーション、ヒアリング)
令和7年6月下旬頃	契約候補者(第二次審査結果)の公表
令和7年7月上旬頃	契約締結

※日程に変更がある場合は、市ホームページに掲載します。

4. 審査方法

- (1) 本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、二段階方式で実施します。「春日部市学校エアコン更新事業検討業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に規定する委員会で審査します。

5. 第一次審査

(1) 審査内容

参加表明書等の審査により、委員会が次の事項を審査します。参加資格を有する応募者が多い場合は、評価点の上位3者程度を技術提案書等の提出者として選定します。

評価項目	配点 (25点満点)
① 配置予定の技術者の資格	5
② 配置予定の技術者の業務実績	20

※ ②については、平成27年4月1日以降から参加表明書等の提出日までに業務履行が完了した小学校、中学校または義務教育学校における、空調設備の更新また導入事業において、事業方式の検討業務に関する業務実績を審査の対象として評価します。詳細については、審査要領等を参照して下さい。

(2) 技術提案書等の提出者(第一次審査結果)の通知

審査結果については、令和7年6月4日(水)頃に文書及びメールを発送し、応募者に通知します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)なお、評価結果は、応募者に通知しないこととします。

6. 第二次審査

(1) 審査内容

技術提案書等の審査及びヒアリングの内容をふまえ、委員会が次の事項を審査します。審査結果により、最優秀者（第1位契約候補者）及び優秀者（第2位契約候補者）を特定します。なお、評価点が100点満点の内60点に満たない場合、もしくは評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点の評価をした場合は契約候補者として特定しないこととします。

評価項目	配点（100点満点）
① 第一次審査の評価点	25
② 業務実施方針	25
③ 評価テーマに対する技術提案	40
④ 受注予定金額	10

※同点の場合は、評価項目③評価テーマに対する技術提案の評価点が高い方を上位の者としします。

(2) 提案者プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

技術提案書等の内容について、次のとおり技術提案書等の提出者ごとにヒアリングを行います。

①実施日時(予定)

令和7年6月19日(木)～令和7年6月24日(火)のうち、いずれか1日程

※詳細については技術提案書等の提出者に別途通知します。

②実施場所

春日部市役所本庁舎 4 階教育委員会 委員会会議室

※変更がある場合は技術提案書等の提出者に別途通知します。

③出席者

管理技術者又は主任技術者となる者を含めて4名以内とします。説明及び質疑応答については、管理技術者又は主任技術者が行ってください。

④プレゼンテーション・ヒアリング内容

評価項目②及び③の内容について、説明時間15分以内で説明してください。その後、質疑応答を20分以内で行います。

なお、説明は、パワーポイントを使用することを可としますが、（プロジェクター、スクリーンは事務局で準備します。）説明及び視覚的表現については、提出のあった技術提案書等に記載したものと同一としてください。パソコンは応募者側で用意してください。

(3) 契約候補者(第二次審査結果)の通知

審査結果については、令和7年6月下旬頃に技術提案書等の提出者に文書及びメールで通知するほか、市ホームページに最優秀者（第1位契約候補者）及び優秀者（第2位契約候補者）の事業者名及び評価点を公表します（応募及び審査状況により変更となる場合があります。）。また、市ホームページへの審査結果の公表にあわせて、応募者数についても公表します。なお、選定・決定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、一切受けないものとします。

7. 応募手続き

(1) 募集要項等の公表

① 公表方法

令和7年5月19日(月)に募集要項等を市ホームページに掲載します。様式集は、必要に応じダウンロードして使用してください。

② 質問書の受付

募集要項等の内容について、次により質問を受け付けます。

(ア) 受付期間

令和7年5月19日(月)～令和7年5月23日(金)午後5時厳守

(イ) 提出方法

質問書(様式第8号)により作成のうえ、事務局(教育施設課)へ電子メール又はFAXにより提出してください。なお、提出後は事務局へ受信確認の電話を行ってください。

(ウ) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について、令和7年5月27日(火)頃に市ホームページで公表予定とします。

(2) 参加表明書等の提出

① 提出場所

【事務局】

〒344-8577 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

春日部市教育委員会学校教育部教育施設課(春日部市役所本庁舎4階)

T E L 048-739-6803(直通)

F A X 048-737-3681

E-mail shisetsu@city.kasukabe.lg.jp

② 提出期間

令和7年5月19日(月)～令和7年5月30日(金)午後5時厳守

受付時間帯：土、日、祝日を除く平日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

③ 提出書類

参加表明書等の提出は以下のとおりとします。なお、参加表明書等を提出した者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに文書で届け出てください。

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 法人の概要

- ・会社名、設立年月、資本金、本社及び入札・契約に係る権限を委任された営業所等の所在地、技術者数、業務内容及び連絡先を記載したもの(任意様式)
- ・登記簿謄本又は登記事項証明書(全部事項証明書)
※令和7・8年度春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿の登載情報との照合を行えること(有効期限及び原本・写しの別は問わない)
- ・役員名簿

(ウ) 様式第2号～様式第4号

(エ) 2. 参加資格(2)、(3)及び(5)の資格を証するもの

- ・各種資格を有することを証明する書類の写し
- ・管理技術者及び主任担当技術者について、常勤又は社員であることを証明できるもの（健康保険証の写しなど）

※様式の定めのある書類については、見出し（インデックス）を様式ごとに「様式第[数字]号」として、提出部数全てに付すこと。

④ 提出方法等

- (ア) 持参、郵送又は宅配によるものとします。
- (イ) 郵送の場合は書留とし、提出期間末日の午後5時までに必着とします。
宅配の場合も提出期間末日の午後5時までに必着とします。
いずれの場合も必要書類の添付が不足している場合は無効とします。
- (ウ) 郵送及び宅配の場合、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書してください。
- (エ) 第一次審査結果送付用として、提出方法によらず参加事業者の宛名を明記し、110円切手を貼付した長形3号の封筒を同封してください。
- (オ) 提出部数
3部(正1部、副2部)
※副本は社名が特定できる記載等については墨消しまたは空欄としてください。

⑤ 参加表明書等の留意事項

- (ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (イ) 提出書類は返却しません。
- (ウ) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとします。
- (エ) 提出書類は必要な範囲内において複製、複写することがあります。
- (オ) 提出された管理技術者及び主任技術者は、原則、変更できません。

⑥ 失格条項

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
- (ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき。
 - (イ) 書類に虚偽の記載があったとき。
 - (ウ) 提出方法、提出期限、様式を守らないとき。
 - (エ) 委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行った場合。
 - (オ) その他委員会が不適格と認めた場合。

(3) 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出者に選定された者は、次により技術提案書等を提出してください。

① 提出場所

前記7. (2) ①と同じ

② 提出期間

令和7年6月4日(水)から令和7年6月13日(金) 午後5時厳守

受付時間帯：土、日、祝日を除く平日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

③ 提出書類

技術提案書等の提出は以下のとおりとします。

(ア) 技術提案書(様式第5号)

(イ) 業務実施方針及び受注予定金額(様式第6号(1)及び様式第6号(2))

(ウ) 評価テーマに関する提案書(様式第7号)

(エ) 情報非公開希望申立書(様式第9号)・・・必要な場合のみ提出

※様式の定めのある書類については、見出し(インデックス)を様式ごとに「様式第[数字]号」として、提出部数全てに付すこと。

④ 提出方法

前記7.(2)④に記載の提出方法と同様とします。

⑤ 提出部数

9部(正1部、副8部)

※副本は社名が特定できる記載等については墨消または空欄としてください。

⑥ 技術提案書等に要する費用

費用は、すべて技術提案書等の提出者側の負担とします。

⑦ 技術提案書等の留意事項

(ア) 技術提案書等は、1者につき1提案とします。

(イ) 技術提案書等は、公表する場合があります。ただし、本市と提出者との協議において、公表されることにより提出者の権利が著しく侵害されると認められる内容を除くものとします。なお、事業を営むうえで競争上又は事業運営上において支障が生じる内容があれば、必要に応じて情報非公開希望申立書(様式第9号)を提出して下さい。特に評価テーマに関する提案書(様式第7号)は公表することを踏まえて作成してください。

(ウ) 市が必要と認めるときは、技術提案書を無償で使用できるものとします。また、技術提案書に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得てください。

(エ) 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述してください。

(オ) 視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認めますが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならないものとします。

(カ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。

(キ) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象となりません。

(ク) 技術提案書の提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な社名(組織名)、技術者名、過去に受注した業務の名称等)を記載しないでください。

⑧ 失格条項

前記7.(2)⑥に記載の他、委託限度額を超える受注予定金額を記載した場合とします。

8. 委託業務の契約

- (1) 市は、第1位契約候補者と契約締結交渉を行うものとします。その場合に、契約金額は提案した受注予定金額以内とします。また、本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても、契約候補者として特定するにあたり第二次審査結果時の評価点が100点満点の内60点を超え、かつ、第二次審査における評価項目②又は③のうち、委員のいずれかが0点評価をしなかった者である場合は、契約を行えるものとします。
- (2) 市は、技術提案の内容を尊重しますが、あくまで技術力を評価するためのものであるため、本委託業務に係るエアコン更新事業手法の検討においては、その提案内容に拘束されないものとします。
- (3) 第1位契約候補者が前記7(2)⑥の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (4) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。

9. 委託限度額

8,261,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

10. 技術提案を求めるテーマ

(1) エアコン更新事業の提案について

- ・既存の空調設備の設置状況を踏まえた更新計画の提案となっているか
- ・次期事業に向けた事業手法検討（PPP／PFI事業の再導入可能性調査を含む）についての確かな提案となっているか

(2) 工事計画について

- ・既存の空調設備を稼働しながら更新を円滑に実現する手法についての確かな提案となっているか
- ・将来的に児童生徒数の減少が見込まれており、学校規模適正化による統廃合や長寿命化改修事業などが予想されるため、その影響を配慮した事業手法の提案となっているか

(3) 経済性及びメンテナンス性について

- ・工事費、維持管理費の縮減に配慮し、補助金（交付金）の活用や財政負担の平準化を図るための工夫がされた提案となっているか
- ・空調設備を適切に維持管理を行っていくため、日常点検や定期的なメンテナンスについて配慮した提案となっているか
- ・学校施設の光熱費等の更なるコスト削減に向けて、空調設備更新とあわせた設備機器等の更新に関する工夫がされた提案となっているか

11. 委託内容

主な内容については、次のとおりとします。詳細については特記仕様書を参照してください

(1) 次期事業における事業手法の検討

①諸条件の整理

既存設備の設置状況及び劣化状況等の情報を整理し、更新及び修繕等が必要な内容について把握

し、次期事業の手法検討の条件として整理する。

②空調方式及び事業手法の検討

次期事業における空調方式及び適用が可能な事業手法について検討を行い、業務範囲、各事業のメリット・デメリット、事業期間、概算事業費などについてとりまとめる

(2) 民間事業者との対話

想定される次期事業について、民間事業者（5者程度）を対象にサウンディング調査を実施し、事業実施に当たっての条件や参加意向などについて整理する。調査結果を基に、次期事業手法の選定に向けての課題や条件について評価、とりまとめを行う。

別表 1

小・中・義務教育学校におけるエアコン設置状況一覧

No.	学校名	普通教室		特別教室等		管理諸室等※ ¹		体育館
		設置室数	保有教室数	設置室数	保有教室数	設置室数	保有教室数	設置状況
1	粕壁小学校	24	24	11	14	4	5	済 (R6)
2	内牧小学校	18	18	11	16	3	5	済 (R6)
3	豊春小学校	23	23	8	16	4	6	設置予定 (R7)
4	武里小学校	20	20	11	13	3	4	設置予定 (R7)
5	幸松小学校	18	18	11	14	3	4	済 (R6)
6	豊野小学校	14	14	11	21	3	4	設置予定 (R7)
7	備後小学校	9	9	16	19	3	4	設置予定 (R7)
8	八木崎小学校	24	24	12	19	3	4	設置予定 (R7)
9	牛島小学校	18	18	12	21	3	4	設置予定 (R7)
10	緑小学校	17	17	8	18	3	4	設置予定 (R7)
11	上沖小学校	28	28	10	14	3	5	設置予定 (R7)
12	正善小学校	14	14	14	25	3	3	済 (R6)
13	立野小学校	20	20	15	21	3	4	設置予定 (R7)
14	宮川小学校	8	8	12	14	3	4	設置予定 (R7)
15	藤塚小学校	15	15	8	13	3	4	済 (R6)
16	小淵小学校	14	14	8	11	3	5	済 (R6)
17	武里南小学校	14	14	17	18	4	5	済 (R6)
18	武里西小学校	20	20	13	17	3	4	設置予定 (R7)
19	南桜井小学校	15	15	10	14	4	5	設置予定 (R7)
20	川辺小学校	15	15	11	11	4	4	済 (R6)
21	桜川小学校	23	23	12	15	3	5	済 (R5)
22	中野小学校	18	18	6	6	3	3	設置予定 (R7)
23	春日部中学校	25	25	15	22	3	5	済 (R6)
24	東中学校※ ²	19	19	30	30	5	5	済 (R6)
25	豊春中学校	13	13	14	21	3	7	済 (R6)
26	武里中学校	15	15	16	26	3	5	済 (R6)
27	大沼中学校	19	19	11	23	3	6	済 (R6)
28	豊野中学校	15	15	9	21	3	5	済 (R6)
29	緑中学校	9	9	11	23	4	5	済 (R6)
30	大増中学校	12	12	10	17	4	7	済 (R6)
31	春日部南中学校	14	14	13	26	4	5	済 (R6)
32	葛飾中学校※ ³	18	18	12	23	3	4	設置予定 (R7)
33	飯沼中学校	14	14	11	15	3	4	済 (R6)
34	江戸川小中学校	11	11	11	12	3	4	済 (R6)
	合計	573	573	410	609	112	157	

教室等に設置されているエアコンのうち、662台はPFI事業、その他は別事業等により設置された機器である。

※1 管理諸室等は、校長室、職員室、保健室、会議室などを示す。

※2 東中学校の空調設備は、全てPFI事業外により設置された機器である。

※3 葛飾中学校は、現在行われている改修工事により令和9年度までに全てのエアコンを更新予定である。